

平成30年度 いじめ防止基本方針

I 基本方針

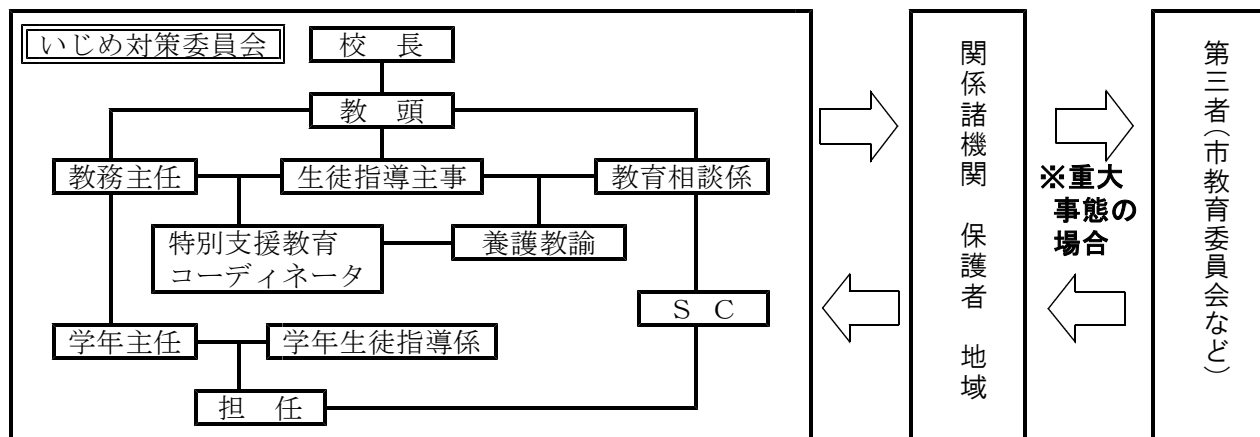
- ① いじめは「人間として絶対に許されない」という認識に立つ。
 - ・「いじめる側が悪い」という立場に立って、毅然とした態度を示す。
 - ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめと同様に許されないことを認識する。悪い行為を見て、それを先生に伝えること)は正義であることを教える。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、親身になって援助をする。
 - ・生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出す危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に察知するよう努める。
 - ・いじめられている生徒を守り通すことを最優先にし、心の居場所を確保する。

○教師の基本姿勢・・・「黄金の3日間を有効に使う」生徒の心のコップが上を向いているこの期間に正しい価値観をしっかりと教えることが大切。

II 対応組織

1 いじめ防止対策委員会

- (1) 委員会構成員は、生徒指導部会の構成員で組織する。必要に応じて、教務主任・学年主任・関係する担任・スクールカウンセラーを構成員とする。
- (2) 生徒指導部会構成員は、校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導係・特別支援コーディネータ・養護教諭とする。
- (3) 重大事態に係る調査を行う場合は、中立性、公平性を確保する点から、当該いじめ事案と利害関係を有しない第三者（市教育委員会等）が加わる。



III 具体的対応

1 いじめの予防

- (1) 朝の会や帰りの会で折に触れていじめの不当性を生徒に話す。また、全校集会や学年集会も活用し、いじめ予防に関する指導の徹底を図る。

- いじめは人間として絶対に許されないこと、観衆や傍観者もいじめる生徒と同じであることを伝える。
- いじめの行為を発見し、それを教師や大人に伝えることは、正義を貫く正しい行為であることを伝え、さらに、相互に注意し合える学校にしていきたいことを伝える。
- いじめを告げたことによって、さらにいじめを受けないよう、教師が徹底して守り通すことを伝える。

- (2) 年間3回の「生活アンケート」調査（5月・11月・2月）と教育相談時のアンケートをもとに、本人や他の生徒からの情報を収集し、生徒間のいじめの早期発見に努める。
- (3) 学校全体として相談週間を位置付け、定期相談や随時相談を実施する。定期相談は7月、1月に行い、学校生活や学習の様子、友人関係、進路関係等、それぞれ相談したい内容に合わせて実施する。随時相談は生徒からの希望や生徒の表情から相談をした方が良くと担任が判断したときに実施する。
- (4) 教師の目の届かない場所や時間でいじめが起きる可能性があるため、休み時間や昼休みには必ず廊下や教室に教師が常駐し、生徒の様子を観察する。合わせていじめられた生徒のその後の様子を観察し、生徒が気軽に教師に相談できる雰囲気を作る。授業後、職員室にもどる時に、教室やトイレの様子も見ると、いじめの防止に努める。
- (5) 1週間に1回生徒指導部会を設け、生徒のいじめ等の情報交換を行い、いじめがあった場合の具体的な対処の方法、事後の経過報告等を実施する。
- (6) 道徳の時間や特別活動の時間を通して、生徒一人ひとりに「人間としての在り方、生き方」について考えさせる場面を作り、「いじめの不当性」を訴える。
- (7) いじめを早期に見抜き、いじめのない学級作りができるよう、指導ポイントや学級経営について、教師同士の情報交換を密に行う。
- (8) 学級通信、学年通信を通して、保護者や生徒に「いじめの不当性」を訴えていく。

2 いじめの解決に向けた指導

全体に対する指導だけで終わるのでなく、いじめた生徒、いじめられた生徒への個別指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにする。また、いじめた生徒、いじめられた生徒双方への家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、双方の家庭の協力を求める。

いじめられた生徒への対応

- (1) いじめが解決するまで、いじめにあった生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させる。担任や学年の生徒指導の係、学年主任が必ず相談相手になることを伝える。
- (2) 決して一人で悩まず、必ず教師や保護者の誰かに相談すべき事を伝える。
- (3) 事実関係の把握もさることながら、何よりも本人の辛さや苦しみに対して、教師が本気になって精一杯の理解を示す。
- (4) いじめている生徒にどのように働きかけたらよいか、働きかけてほしいのかを一緒に考え、それをもとに対応する。基本的に本人の了解なしには動かないこと、秘密は守ることを伝える。
- (5) いじめられた生徒の長所を積極的に見付け、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気と自信を持たせる。
- (6) いじめられた生徒を守り通すとの観点から、場合により緊急避難としての居場所を確保する。
- (7) 謝罪して問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめていた生徒への対応

- (1) いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。

○いじめられた生徒は心身共に追いつめられ、つらく苦しいこと。
○自分が相手の立場だったらどう感じるか。
○いじめられた心の傷は簡単にいやせないこと。
○いじめは、いじめられている人の人権を侵害する行為であり、犯罪であること。
場合によっては、命にもかかわること。

自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようにする。いじめられた生徒への今後の接し方まで助言する。

- (2) 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聞き、実態を正確に把握する。
- (3) 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出てこない場合がある。いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導に当たる。
- (4) いじめた生徒が、どんなことがいじめであるか分かっていない場合も考えられる。何がいじめであるか分からせる。
- (5) いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を探り、正しい考え・行動を教えることで、二度と同じあやまちを犯さないという気持ちにさせ、謝罪させる。
- (6) いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かぬところで陰湿ないじめが続いていることもあるので、その時の指導により解決したと判断せず、継続して十分な注意をはらい、折に触れて必要な指導を行う。
- (7) 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続する場合には、いじめられた生徒を守るために、いじめた生徒に対する出席停止等の厳しい処置をとる。

いじめられた生徒の保護者への対応

- (1) いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止め、誠意ある対応に心がける。
- (2) 家庭訪問や来校を求めて早急に話し合いの場を持つ。保護者の気持ちを尊重しながら対応について協議する。学校として、いじめられた生徒を守り通すことを十分に伝える。
- (3) いじめについて、学校の把握している実態や経緯等を隠さずに保護者へ伝える。
- (4) 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
また、家庭での様子がおかしいときはすぐに学校に連絡をしてもらうようにする。

いじめていた生徒の保護者への対応

- (1) 責めるのではなく、冷静にいじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを説明する。
- (2) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- (3) いじめた生徒の心や行動の変容を図るために、子どもとの関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- (4) 問題の内容により教師が仲介役になりいじめられた生徒の保護者と協力していじめを解決するため保護者同士が理解し協力しあう場を設定する。

3 いじめ問題に対する、学年、学校全体の対応

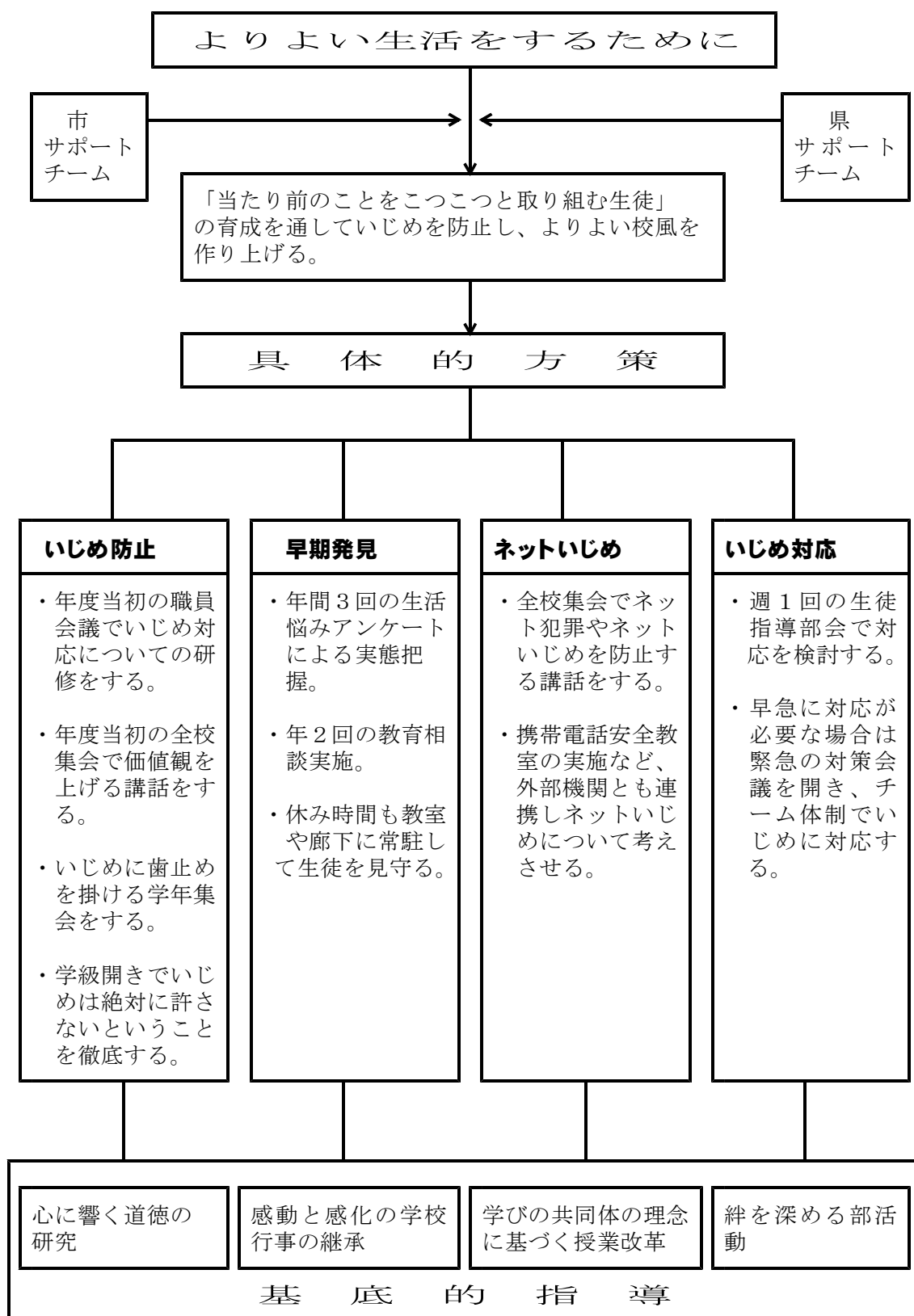
- (1) 学年会等で学級の問題等をオープンにして語れる雰囲気を作り、一人の生徒の問題を学年全体でとらえて相談・対応できるようにする。
- (2) 年度当初から、あらゆる機会を通して「いじめは絶対に許さない」という教師の姿勢を伝える。
- (3) いじめ問題が起きたときは、発見者がすぐに学年主任・学年の生徒指導係、生徒指導主事、管理職へ報告する。生徒指導主事を中心に具体的な対応に当たる。また、当事者だけの問題にとどめず、学年や学校全体の問題として考えていく。問題はオープンにし、生徒全員が共有している問題として動機づける。緊急の学年集会や全校集会を開くなど、全体に訴えることを通して、「いじめは絶対に許さない」という教師集団の強い決意を伝える。学級活動や生徒会活動を通して、いじめについて話し合う機会を作る。

4 いじめにあった生徒の心のケアについて

- (1) 表面的な様子だけでいじめが解消したかどうか判断せずに被害者の生徒の様子を、担任、授業担当の教師、学年職員が継続的に観察し見守る。特に被害者と関わりの深い担任は「いじめにあった生徒を徹底して守る」という姿勢で学級の生徒指導に当たる。
- (2) 被害者に「最近はいじめにあっていないかどうか」「学級の雰囲気はどうか」等を直接学級担任が話しを聞く機会をこまめに設ける。いじめ以外の内容でも被害者と話す機会を設け被害者の心がときほぐれるようにする。また、生活ノートを通して被害者の心の様子を絶えず把握しておく。
- (3) 担任以外に学年担当の生徒指導係、学年主任が被害者にその後も関わり、被害者を絶えず見守る体制を作る。特に、被害者がその後学級で孤立していないか、いじめた生徒が被害者を無視したり、会話を避けていないか、被害者に学級内で笑顔が見られるか、等を第三者的な立場で観察し、問題が見られる場合にすぐに対応できるようにしておく。
- (4) スクールサポーターに被害者の状況を説明しておき、被害者が気軽に相談員と話ができる状態を作り、教師以外に被害者の悩みを解消できる場所を確保する。

- (5) 朝の登校、休み時間、昼休みの校内巡視を通して、被害者の様子を全職員で観察し見守る。また、被害者にどの教師も気軽に声をかけることで被害者に「いつも先生が見守っていること、何かあった場合はどの先生も被害者の相談にのり、助けることができる。」という安心感を持たせる。

IV 国分寺中学校いじめ防止対策（構想図）



V 国分寺中学校いじめ防止年間計画

項目 月	いじめ防止 体験学習の充実心に響く道徳	早期発見 アンケートや教育相談の実施	いじめ対応 生徒指導部会 関係機関との連携
4月	・いじめ対応の研修 ・全校集会	・学年の教師による廊下常駐 ・生活ノートのコメント記入	・毎週火曜日の生徒指導部会 ・担任等による随時相談 ・スマイル教室との連携協力 ・スクールカウンセラーとの連携協力 ・児童相談所との連携協力 ・民生委員との連携協力 ・スクールソーシャルワーカーとの連携協力
5月	・連休明けの諸問題に対する対応 ・愛校心に関する道徳	・第1回生活アンケート調査	
6月	・1年宿泊学習でクラスの人間関係作り ・2年職場体験学習で他者に対する思いやり、感謝の心 ・3年修学旅行でクラスの絆作り ・合唱コンクールでクラスの絆作り		
7月	・夏休み前の各生徒への対応	・教育相談週間	
8月	・夏休み中の諸問題への対応	・配慮生徒への電話連絡 家庭訪問 (学級担任・部活顧問)	
9月	・運動会で縦割りの集団の絆作り ・夏休み明けの諸問題の対応 ・集団における自分の役割を自覚させる道徳（責任感）		
10月	・秋輝祭で全校生徒の絆作り	・進路に関する三者相談	
11月	・思いやり、感謝に関する道徳	・第2回生活アンケート調査	
12月	・冬休み前の各生徒への対応 ・自己実現に関する道徳		
1月	・冬休み中、休み明けの諸問題への対応 ・いじめに関する道徳	・教育相談週間	
2月	・2年スキー学習でクラスの絆作り	・第3回生活アンケート調査	
3月	・卒業式で国分寺中学校の伝統の継承		